

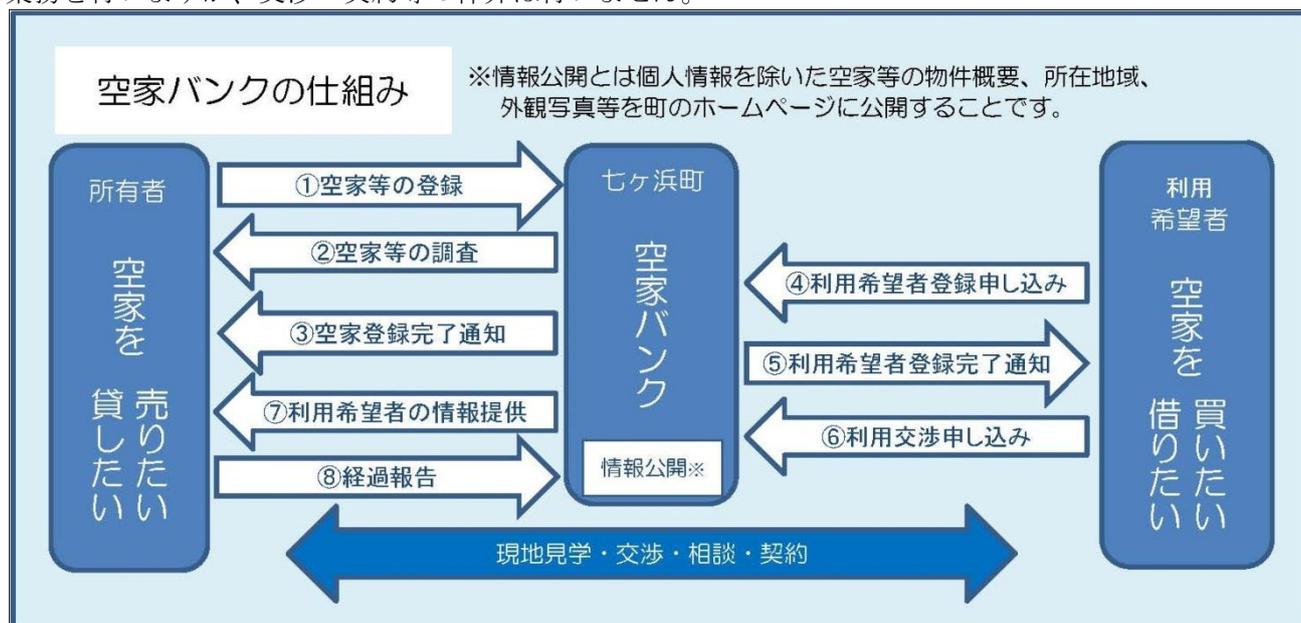
七ヶ浜町空家バンク概要

七ヶ浜町における空家の有効活用を通して、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空家情報登録制度「空家バンク」（以下「空家バンク」という）を開設します。

この制度では、七ヶ浜町内に空家等をお持ちの方で空家等を売りたい・貸したいとお考えの方と、七ヶ浜町内に住むために空家等を買いたい・借りたいとお考えの方にご登録いただき、双方にその情報を提供します。

●空家バンクの仕組み

登録から契約までのフローは下図のとおりです。七ヶ浜町では空家バンクの登録受付・情報提供等の業務を行います。交渉・契約等の仲介は行いません。



●空家の登録

- ①所有者等は、売りたい・貸したい空家等を町に登録【様式1・2】
 - ②町で所有者と一緒に空家調査（間取り等の登録内容確認、写真撮影）を実施
 - ③審査後に申込者へ登録完了通知【様式3】
- ※空家等の登録完了後に登録内容の変更や抹消を希望する場合は別途届出が必要です。

●空家の利用希望者の登録

- ④空家バンクに登録された空家等を買いたい・借りたい利用希望者が利用希望登録【様式7】と誓約書【様式8】を町に提出
 - ⑤町は審査後に利用希望者へ登録完了通知【様式9】
 - ⑥利用希望者は買いたい・借りたい空家等について町に利用交渉申込み【様式12】
- ※利用希望者の登録完了後に登録内容の変更や抹消を希望する場合は別途届出が必要です。

●所有者と利用希望者の交渉

- ⑦町は空家所有者等に利用希望者からの利用希望申込等を情報提供
 - ⑧空家所有者等は町からの情報提供後に町へ経過報告
- ※売買や賃貸借の契約等に関することは当事者間で行っていただきますが、トラブル発生を防止するため、不動産業者等の仲介事業者を介して行っていただきますようお願いいたします。
- ※当事者間で行う交渉、契約等に関する苦情及び一切のトラブル等については当事者間で解決していただきます。